

標準文書保存期間基準(保存期間表)(岡山家庭裁判所新見支部)

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表第1のとおり	別表第1のとおり	10年
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書 イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本				
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し				
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引				
	(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引				
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書 イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	基本方針、基本計画 通達案	事務分配等	裁判官	裁判官の事務分配等	5年
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引				
		ア 立案基礎文書 イ 内部調整文書 ウ 裁判官会議に提出された文書	基本方針、基本計画 協議書、回答書 配布資料				
3 裁判官の配置、代理順序、事務分配及び開廷日割並びに裁判官以外の職員の配置及び事務分配の定め並びにその経緯	裁判官の配置、代理順序、事務分配及び開廷日割並びに裁判官以外の職員の配置及び事務分配の定め並びにその経緯	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	一時的通達	調停委員等(事務)	連絡文書	調停委員等に関する連絡文書 調停委員等報告	5年
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項		調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書					
5 裁判官の人事に関する事項	裁判官の任免、転補、報酬等に関する業務	簡易裁判所判事の選考に関する文書	実施計画、推薦		裁判官人事(事務)	簡易裁判所判事選考	
6 職員の人事に関する事項	(1) 裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定等に関する重要な経緯	任用、出向及び採用手続等に関する文書	上申書、報告書、通知、人事異動通知書、照会・回答書、採用候補者名簿、届出		職員人事(事務)	任免、勤務裁判所の指定	
	(2) 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する業務	試験又は選考の実施に関する文書	実施計画、選考実施記録、報告、通知		試験、選考	試験、選考	5年
	(3) 奉給その他の給与に関する業務	ア 奉給その他の給与、級別定数、給与簿等に関する連絡文書 イ 人事帳簿	一時的通達 別表第2のとおり		給与(連絡文書)	給与(連絡文書)	
	(4) 能率に関する業務 (5)及び(7)に該当するものを除く。)	ア 能率に関する連絡文書 イ 職員の健康及び安全管理に関する文書	一時的通達 実施計画、通知		人事帳簿	別表第2のとおり	
	(5) 職員の研修に関する業務	研修の実施に関する文書	年度計画、実施計画、通知		能率(連絡文書)	能率(連絡文書)	5年
	(6) 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	ア 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する連絡文書 イ 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書	一時的通達 休憩時間割当表、旧姓使用申出書、通知書、週休日及び勤務時間の割振り等の明示、人事院規則19-0第12条(育児休業の承認等)、人事院規則25-0第11条(自己啓発休業の承認等)及び人事院規則26-0第12条(配偶者同行休業の承認等)の通知 週休日の割り振り変更等の勤務時間帯等の基準についての職員周知文書		能率	能率(健康管理・事後措置)	
					研修	研修	
					サービス(連絡文書)	サービス(連絡文書)	
					サービス	サービス	3年
						服務(職員周知関係)	

あらかじめ定めた基準によらなくなつた日から3年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
(7) 栄典又は表彰の授与又は剥奪の重要な経緯	(8) 出張及び招集に関する業務		倫理法違反事案に係る端緒報告、調査経過（結果）報告書、倫理審査会に対する懲戒処分結果報告、倫理法違反事案に係る調査開始、倫理審査会からの共同調査、倫理審査会による調査開始決定、倫理審査会による調査終了又は懲戒処分の結果の通知、任命権者に対する調査経過報告、任命権者に対する調査開始の要求、任命権者の調査に対する倫理審査会の意見、懲戒処分結果の公表に関する倫理審査会の意見、倫理審査会による調査開始に対する任命権者の意見			服務（倫理法違反）	懲戒処分が行われた日（懲戒処分が行われない場合にあっては、倫理法第23条第3項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の報告又は第31条の通知の日）から3年
			倫理法違反事案又は倫理法違反が刑事事件である事案について懲戒処分手続を進める際の倫理審査会の承認、倫理審査会が調査を開始した職員に対する懲戒処分等に係る協議、倫理審査会の調査の結果、懲戒処分相当としたときの勧告、任命権者が倫理法違反職員を退職させる際の倫理審査会に対する協議、倫理審査会が任命権者と共同調査を行う際の協議、倫理審査会が任命権者と共同調査を行う際の必要事項の定め、任命権者が懲戒処分を行う際に倫理審査会に提出する資料、処分説明書写し、職務専念義務免除請求書、職務専念義務免除承認文書の写し（人規22-2第6条第2項又は第9条第2項関係）			服務（倫理審査会協力要求）	
			倫理審査会の関係機関に対する協力要求			要求した日から3年	
			育児短時間勤務職員に対する勤務内容の通知の写し			服務（育児短時間勤務内容通知）	
			育児時間承認又は取消しの際の俸給支給義務者への通知			服務（俸給支払義務者への通知）	
			非常勤職員に対する勤務時間の通知の写し			服務（非常勤職員勤務時間通知）	
		ウ 人事帳簿	別表第2のとおり		人事帳簿	別表第2のとおり	要求した日から3年
		(7) 栄典又は表彰の授与又は剥奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又は剥奪に関する文書		栄典	栄典	
		(8) 出張及び招集に関する業務	ア 出張及び招集の命令、請認等に関する文書		出張、招集	出張、招集	
			イ 判事補海外留学、長期在外研究に関する文書		出張（海外留学）	出張（長期）	
			ウ 短期在外研究に関する文書		出張（短期）	出張（短期）	
			エ 外国司法事情研究に関する文書		出張（外国司法事情研究）	出張（外国司法事情研究）	
		(9) 職員の人事に関する業務 ((1)から(8)までに該当するものを除く。)	ア 職員の人事に関する業務についての一時的な連絡文書		その他	その他職員の人事に関する文書	5年
			一時的通達		その他	その他（一般）	
					その他	その他（登庁旅費額決定通知）	
7 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務		事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訴務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	人事帳簿	別表第2のとおり
						訟務一般	訴務一般に関する連絡文書
		(2) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達	記録保存	管内書記官事務等査察	5年
		(3) 会同又は会議に関する業務	会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		記録保存	記録保存に関する連絡文書
					会同、会議	会同、会議	3年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称(小分類)	
	(4) 訟廷事務等に関する業務 ((1)から(3)までに該当するものを除く。)	最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書、訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		その他	その他訟廷事務に関する文書	5年
8 会計に関する事項	(1) 債権、歳入及び収入に関する業務	ア 歳入に関する証拠書類並びに債権、歳入及び収入に関する計算書等 イ 債権、歳入及び収入に関する文書（アに該当するものを除く。） ウ 会計帳簿	証拠書類、計算書、訂正報告書 歳入及び収入に関する債権現在額通知書、歳入徴収済額報告書、歳入決算純計額報告書、債権現在額通知書（前渡分）、歳入実績に関する調査表、報告書、現金残高等確認表 別表第2のとおり	会計（事務）	債権、歳入及び収入（証拠書類、計算書） 債権、歳入及び収入	収入金現金出納計算書 分任収入官吏現金残高確認表 会計帳簿 別表第2のとおり 会計帳簿 別表第2のとおり	5年 3年
	(2) 支出に関する業務	会計帳簿	別表第2のとおり				
	(3) 物品に関する業務	物品の管理に関する連絡文書	一時的通達			物品（連絡文書）	5年
	(4) 保管物に関する業務	ア 民事保管物、押収物等の受入れ及び処分に関する文書 イ 民事保管物、押収物等に関する文書（アに該当するものを除く。）	受領票、押収物国庫帰属通知書 処分決議		民事保管物（受入れ、処分）データ 民事保管物データ	民事保管物（受入れ、処分）データ 民事保管物データ	常用 常用
	(5) 検査及び監査に関する業務	ア 検査の結果が記載された文書 イ 監査の企画及び立案に関する文書 ウ 会計監査の結果が記載された文書	収入金、前渡資金、歳入歳出外現金、政府保管有価証券、物品及び保管物の定期及び臨時の検査書 計画書 実施通知、監査報告書、監査のフォローアップ	検査、監査（検査） 検査、監査（監査）	定期検査・臨時検査 会計監査	定期検査・臨時検査 会計監査	5年 5年
	(6) 予算執行職員等の任免に関する業務	予算執行職員等の任免に関する文書	監督職員及び検査職員の任命通知書		予算執行職員等（補助者任命書）	補助者等任命簿	3年
	(7) 会計に関する業務 ((1)から(6)までに該当するものを除く。)	ア 会計に関する業務についての一時的文書 イ 会計に関する業務についての一時的文書 ウ 会計帳簿	一時的通達 交換簿、郵便切手交換希望票 別表第2のとおり		その他	その他会計に関する文書 予納郵便切手 会計帳簿	5年 1年 別表第2のとおり
9 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務	ア 公印の管理に関する連絡文書 イ 庶務帳簿	一時的通達 別表第2のとおり	庶務（事務）	公印（連絡文書、届出、報告書） 庶務帳簿	公印の管理に関する連絡文書 別表第2のとおり	5年
	(2) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯 イ 会同又は会議に提出された文書 ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	開催通知 配布資料 議事録、結果報告書	会同、会議	会同、会議 自庁協議会 調停委員等会同	会同、会議	3年
	(3) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書 イ 文書の廃棄の意思決定が記載された文書 ウ 文書の保存期間等が定められた文書 エ 文書の管理状況の点検及び監査に関する文書 オ 庶務帳簿	一時的通達 廃棄目録 標準文書保存期間基準（保存期間表） 実施要領、実施結果に係る報告文書 別表第2のとおり	文書（連絡文書） 文書（廃棄） 文書（保存期間基準） 文書（点検監査） 庶務帳簿	文書の管理に関する連絡文書 文書の保存に関する文書 標準文書保存期間基準（保存期間表） 点検監査 別表第2のとおり	文書の管理に関する連絡文書 文書の保存に関する文書 標準文書保存期間基準（保存期間表） 点検監査 別表第2のとおり	5年 5年 5年 5年 5年
	(4) 広報に関する業務	ア 広報に関する基本計画等が記載された文書 イ 広報活動の実施に関する文書 ウ 広報活動の結果が記載された文書	一時的通達、基本計画 実施計画書 結果報告書	広報（基本計画） 広報（実施、結果）	広報（基本計画） 広報（実施、結果）	広報（基本計画） 広報（実施、結果）	5年 3年

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称(小分類)	
(5) 出張連絡に関する業務	(6) 図書及び資料（訟廷用図書資料を除く。）の整備及び管理に関する業務	出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書		出張連絡	出張連絡	1年
		図書及び資料（訟廷用図書資料を除く。）の整備及び管理に関する連絡文書	一時的通達		図書（連絡文書）	図書（一般）	3年
	(7) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達		情報（連絡文書）	OA機器整備、情報セキュリティ関係規約策定等	5年
		イ 情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書		情報（届出等）	その他（情報化関連業務）	1年
		ウ 庶務に関する業務についての一時的文書	実施要領、実施結果に係る報告文書		個人番号関係事務	個人番号関係事務	5年
	(8) 庶務に関する業務((1)から(7)までに該当するものを除く。)	エ 事務取扱担当者等の指定及び特定個人情報等の取扱区域の管理に関する文書	事務取扱担当者の指定書、取扱区域の指定書、総括保護管理者への報告書		保有個人情報（点検監査）	保有個人情報（点検監査）	5年
		オ 保有個人情報等の管理の状況等の点検及び監査に関する文書	一時的通達、懇談会通知文書、学会出席者選定通知		その他	その他庶務に関する文書	5年
	(9) 司法行政文書開示申出に関する業務	エ 司法行政文書開示申出に関する文書、保有個人情報の開示申出に関する文書	開示申出の対象となつた短期保有文書		開示	開示申出関係文書	1年
		オ 庶務に関する業務についての一時的文書	送付書、受領書、通知、書簡、周知文書		その他	その他庶務の付随的事務に関する文書	1年

(別表第1)

項目番号	中分類	小分類	該当する司法行政文書の範囲
1	裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定	一般	裁判官以外の職員（検察審査会の職員、執行官、調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員を含む。以下同じ。）の任免、選任、勤務裁判所の指定等に関するもの
		調停委員	
2	人事評価	人事評価	裁判官以外の職員の人事評価制度に関するもの
3	服務	服務	服務に関するもの
4	訟務一般	訟務一般	訟務一般に関するもの
5	その他	その他	会計に関連する事項に関するもの
6	公印	公印	公印に関するもの
7	文書	文書	文書の取扱いに関するもの

(別表第2)

項目番号	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間
人事帳簿						
1 標準文書保存期間基準の6の(3)のイ	標準文書保存期間基準の6の(3)のイ	給与の適正な支給のために作成した文書	職員人事（事務）	人事帳簿	超過勤務等命令簿	5年3月
		出勤簿			出勤簿	5年
		登庁簿			出勤簿（各種委員）	
		欠勤簿			登庁簿	
		休暇簿、休暇事由の証明書類、特別休暇承認のための活動内容等を明らかにする書類			登庁簿（各種委員）	
2 標準文書保存期間基準の6の(6)のウ関係	標準文書保存期間基準の6の(6)のウ関係	休暇簿、休暇事由の証明書類、介護休暇承認のための要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類	職員人事（事務）	人事帳簿	欠勤簿	3年
		超勤代休時間指定簿、代休日指定簿			休暇簿（年次休暇用、病気休暇用、特別休暇用）	
		育児時間承認請求書、同請求に係る証明書類			休暇簿（介護休暇用）	※1
		育児短時間勤務承認請求書、育児短時間勤務延長承認請求書、育児短時間勤務承認請求等に係る証明書類			休暇簿（介護時間用）	※2
		勤務時間の申告・割振り簿、養育又は介護の状況申出書、養育又は介護の状況変更届、育児介護型フレックス申告の際に求める証明書類、フレックスタイム制についての職員周知文書			代休日の指定簿	3年
		妊娠婦の深夜勤務・超過勤務制限、妊娠婦検診、妊娠婦業務軽減の請求書、同承認			育児時間承認請求書	育児短時間勤務又は育児時間の終了した日の翌日から3年
		妊娠婦の通勤緩和の請求書、同承認			勤務時間の申告・割振り簿	
		妊娠婦の休息又は捕食の請求書、同承認			妊娠婦健康診査等承認簿	
		人間ドック・特定保健指導受診のための職務専念義務免除請求書（撤回申出書）（人規10-4第21条の2第1項又は第24条の3第1項関係）、勤務しないことの承認簿			通勤緩和承認簿	請求（承認）に係る期間の末日の翌日から3年
		早出遅出勤務の請求書、早出遅出勤務の請求に係る通知の写し、早出遅出勤務請求に係る事由変更の届出、早出遅出勤務の請求に係る証明書類			休息等時間管理簿	
		育児を行う職員の深夜勤務・超過勤務制限、介護を行う職員の深夜勤務・超過勤務制限の請求書、請求に係る事由変更の届出、深夜勤務制限等の請求に係る通知の写し、深夜勤務制限等の請求に係る証明書類、養育又は介護の状況申出書、養育又は介護の状況変更届			職務専念義務免除請求書等	
		休憩時間短縮申出書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなったり日から3年
		旅行命令簿			深夜勤務・超過勤務制限請求書	
					休憩時間短縮申出書	
3	標準文書保存期間基準の6の(9)のイ関係				旅行命令簿	5年

項目番号	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間
会計帳簿						
4	標準文書保存 期間基準の8 の(1)のウ関係	消滅した債権に関する債権管理簿、債権整理簿、徴収簿、収納未済整理簿、過誤納額整理簿、不納欠損整理簿、現金出納簿、代理開始終止簿	会計（事務）	会計帳簿	現金出納簿（収入金）	5年
5	標準文書保存 期間基準の8 の(2)関係	現金出納簿、小切手振出簿、代理開始終止簿、支出負担行為差引簿、支出決定簿、前金払整理簿、概算払整理簿、前渡資金交付整理簿、前渡資金出納簿、前渡資金整理簿、前渡資金科目別整理簿、債権管理簿			現金出納簿（出納員）	5年
6	標準文書保存 期間基準の8 の(7)のウ関係	図書、雑誌及び官報の配布簿その他4及び5に該当しない会計帳簿			ICカード等管理・利用簿	3年
庶務帳簿						
7	標準文書保存 期間基準の9 の(1)のイ関係	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書	庶務（事務）	庶務帳簿	公印管理簿	常用
8		廃止公印簿、廃止した公印の管理に関する帳簿			廃止公印管理簿	30年
9	標準文書保存 期間基準の9 の(3)のオ関係	文書受理簿、文書発送簿			文書受理簿	5年
10		特殊文書受付簿、当直文書受付簿、送付簿			文書発送簿	
					秘扱文書受理簿	
					秘扱文書発送簿	
					特殊文書受付簿	3年

※1 勤務時間法第20条第1項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとにその指定が3回に達し、又はその期間が通算して6月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日から3年

※2 勤務時間法第20条の2第1項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する3年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日から3年

※3 届出、申出及び判断又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の割振りによらなくなつた日（第3の第6項(3)又は第6の第3項、第4項(3)、第5項若しくは第6項の申出に係る申出及び判断に関する文書等にあっては、取得の日）から3年